2 0 2 0 製化管第 2 号環地温発第 2001164 号令和 2 年 1 月 16 日

各都道府県

フロン排出抑制法所管部局長 殿

経済産業省製造産業局化学物質管理課長 (公印省略)

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長 (公印省略)

第一種特定製品の廃棄等に際して引取証明書の写しの交付を要しない 場合又は第一種特定製品の引取り等を行うことができる場合として都 道府県知事が認めるときの手続きの例について

フロン類の排出抑制についてかねてから御尽力いただいているところであるが、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 25 号)等が令和2年4月1日から施行されることを踏まえ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年経済産業省・環境省令第 5 号)による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「施行規則」という。)第 48 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 48 条の 6 第 3 号に規定する都道府県知事が認める場合について、その手続きの例をとりまとめたので、通知する。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく 技術的な助言であることを申し添える。

記

第1. 趣旨

法第45条の2第1項及び第4項の規定により、第一種特定製品の廃棄等及び引取り等は、 当該第一種特定製品に係るフロン類の引取証明書の写しの交付又は当該第一種特定製品に 充填されているフロン類の引渡し若しくはその委託を伴うなど、法に基づき適正にフロン類 が回収される類型に限って行うことができることとしている。

他方で、これらの類型に当てはめることが困難なものについても第一種特定製品の処理又は再生に支障に著しい支障が生じないよう、施行規則第48条の3第3号及び第48条の6第3号の規定により都道府県知事が認める場合について引取り等を行うことができることとしている。本通知はこれらの手続きが円滑に行われるよう、その手続きや書式等の例につい

て提示するものである。

第2. 手続きの例

1. 要件

第一種特定製品の廃棄等に際して引取証明書の写しの交付を要しない場合又は第一種特定製品の引取り等を行うことができる場合として都道府県知事が認める場合の要件は以下のとおりである。

また、施行規則第48条の3第3号及び第48条の6第3号の規定のとおり、非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合には、都道府県が認める場合として引取り等を行うことができることとしているが、市町村が災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合には、市町村が第一種特定製品を特定すること等が困難なことも想定される。このため、非常災害が発生し、第一種特定製品が災害廃棄物として排出されることが想定される場合には、速やかに都道府県知事から被災市町村に対して認定通知を発出し、引取証明書の写しの交付等ができないやむを得ない場合として都道府県知事が認めることができることとする。その手続き等については5.非常災害が発生した場合の認定通知を参考にされたい。

なお、以下の要件に該当するものについても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおり フロン類の引渡しやフロン類が残存しないことの確認に関する手続きを行うことを妨げる ものではない。

(1) 廃棄等実施者が法第 45 条第 4 項に基づく報告をした場合

廃棄等実施者が法第 45 条第 4 項に基づき都道府県知事に報告をした上で、第一種特定 製品の処分等を行う場合である。

(2) 土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を処理する場合等

不法投棄された第一種特定製品について、不法投棄された土地の所有者等が当該第一種 特定製品を処理する場合や地方公共団体が行政代執行により処理する場合である。

2. 申請

様式1を参考に必要事項を記載し、また必要な資料を添付の上で、書面により申請を受け付けられたい。

(1) 申請者

申請は、第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者又は引取り等を行おうとする者のいずれか一方の者からの申請を行うことで足りる。

(2) 記載事項

①第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称

第一種特定製品の処分等について実務上責任を持って行う者を記載すること。不法投棄された廃棄物を土地の所有者等が処理する場合には当該土地所有者等を廃棄等実施者とみなして差し支えない。

②廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品の種類及び数

廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品の種類(エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器)及び数を記載すること。なお、不法投棄されたものであって申請時点で正確な数を特定できない場合には概数を記載することで差し支えない。

③廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品の所在地

廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品の所在地を記載すること。

4引取証明書の写しの交付等ができない理由

1(1)又は(2)のいずれかを記載すること。

⑤第一種特定製品引取等実施者の氏名又は名称

第一種特定製品引取等実施者の氏名又は名称を記載すること。複数の場合には、複数の者を記載して差し支えない。

⑥フロン類の放出を防止する措置を講ずる第一種フロン類充塡回収業者

廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認し、又は充填されているフロン類の回収を行う第一種フロン類充填回収業者の登録番号及び氏名又は名称を記載すること。複数の場合には、複数の者を記載して差し支えない。

⑦廃棄等及び引取り等に際してフロン類の放出を防止するために講ずる措置

以下のいずれかの旨を記載すること。

- ア 第一種特定製品の所在地において廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことを確認し、又は充塡されているフロン類の回収を行う。
- イ 第一種特定製品引取等実施者において廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品に フロン類が充塡されていないことを確認し、又は充塡されているフロン類の回収を行う。
- ウ フロン類が充填されていないことが明らかであって措置が不要である。 なお、この場合においては、(3)のとおり、第一種特定製品の状況がわかる写真を添 付させること。

(3) 添付書類

廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことが明ら

かであって措置が不要である場合には、当該第一種特定製品の状況(腐食が進行している 又は大きな破損があるなど)がわかる写真を添付させること。

3. 認定

申請書の内容を確認した上で、様式2を参考に必要事項を記載し、書面により認定を通知されたい。

4. 実績の報告及び確認

様式3を参考に必要事項を記載し、また必要な資料を添付の上で、書面により実績の報告をさせ、またその内容を確認されたい。

5. 非常災害が発生した場合の認定通知

非常災害が発生し、第一種特定製品が災害廃棄物として排出されることが想定される場合には、都道府県知事は、被災市町村に対して様式4の認定通知を発出することができる。また、認定通知は、環境省から被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策についての事務連絡が通知された場合、廃棄物所管部局や市町村からの依頼を受けた場合等に発出することが考えられる。様式4の記載事項は以下の通りである。なお、認定通知の明確な期限についての記載は求めないが、認定通知の対象となる災害廃棄物の処理状況等に応じて、フロン排出抑制法の目的に照らして適切に対応されたい。

①第一種特定製品廃棄等実施者の名称

災害廃棄物である第一種特定製品の処分等を行う被災市町村の名称を記載すること。

②廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品の所在

第一種特定製品を含む災害廃棄物が集積された仮置場等が想定されるが、全ての仮置場を把握することは困難であることが想定されるため、空欄でも差し支えない。

③引取証明書の写しの交付等ができない理由

被災市町村が第一種特定製品を特定することが困難なため等、引取証明書の写しの交付等ができない理由を記載すること。

④第一種特定製品引取等実施者の氏名又は名称等

通知を発出する時点で第一種特定製品引取等実施者の具体的な氏名又は名称を特定することは困難と考えられることから、空欄でも差し支えない。

⑤廃棄等及び引取り等に際してフロン類の放出を防止するために講ずることが望ましい 措置

法の趣旨に鑑み、災害廃棄物についても可能な限りフロン類の放出を防止するための措

置が講じられることが望ましいことから、災害廃棄物の仮置き場において廃棄等及び引取り等に係る第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことを確認し、又は充塡されているフロン類の回収を可能な限り行うことを求めること等を記載すること。

6. 非常災害が発生した場合の認定通知に係る実績の報告及び確認

様式3を参考に必要事項を記載し、また必要な資料を添付の上で、書面により実績の報告をさせ、またその内容を確認されたい。通知が発出されたものの、実際には第一種特定製品が災害廃棄物として排出されなかった場合には、報告は不要である。非常災害からの復旧が最優先であることから、当該報告は、一連の災害対応を終え次第行われることで差し支えない。また、必要な資料としては、災害等廃棄物処理事業費補助金の査定に際して使用される証憑類、仮置き場単位でフロン類の回収を行った際の引取証明書の写し又はフロン類が充塡されていないことの確認を行った確認証明書の写し等が想定される。

(様式1:申請書)

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所氏 名 印(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号

下記について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 48 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 48 条の 6 第 3 号の規定により、引取証明書の写しの交付を要せずかつ引取り等を行うことができる場合として認めていただくよう申請します。

第一種特定製品廃棄等実施者			
の氏名又は名称			
廃棄等及び引取り等に係る第	エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器	合計
一種特定製品の種類及び数			
	台	台	台
廃棄等及び引取り等に係る第			
一種特定製品の所在地			
引取証明書の写しの交付等が			
できない理由			
第一種特定製品引取等実施者			
の氏名又は名称			
フロン類の放出を防止する措	登録番号		
置を講ずる第一種フロン類充	(氏名又は名称)		
填回収業者			
廃棄等及び引取り等に際して			
フロン類の放出を防止するた			
めに講ずる措置			

(様式2:認定通知)

第 号 年 月 日

(申請者) 殿

都道府県知事 回

年 月 日付けで申請のあった下記の第一種特定製品の廃棄等及び引取り等について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第48条の3第1項第3号及び第48条の6第3号の規定により、引取証明書の写しの交付等ができないことにやむを得ない事由があるものとして認めます。

なお、第一種特定製品の廃棄等及び引取り等が完了した後、速やかに別紙様式により報告ください。

第一種特定製品廃棄等実施者			
の氏名又は名称			
廃棄等及び引取り等に係る第	エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器	合計
一種特定製品の種類及び数			
	台	台	台
廃棄等及び引取り等に係る第			
一種特定製品の所在			
引取証明書の写しの交付等が			
できない理由			
第一種特定製品引取等実施者			
の氏名又は名称			
フロン類の放出を防止する措	登録番号		
置を講ずる第一種フロン類充	(氏名又は名称)		
塡回収業者			
廃棄等及び引取り等に際して			
フロン類の放出を防止するた			
めに講ずる措置			

(様式3:実績報告)

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所氏 名 印(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号

年 月 日付け第 号で通知のあった第一種特定製品の廃棄等及び 引取り等について下記のとおり完了しましたので報告します。

第一種特定製品廃棄等実施者			
の氏名又は名称			
廃棄等及び引取り等に係る第	エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器	合計
一種特定製品の種類及び数			
	台	台	台
第一種特定製品引取等実施者			
の氏名又は名称			
フロン類の放出を防止する措	双纪亚 甲		
置を講じた第一種フロン類充	登録番号		
塡回収業者	(氏名又は名称)		
フロン類の放出を防止する措	年 月 日		
置が完了した日	年 月 日		
フロン類を回収した第一種特			
定製品の種類、数及び回収し	別紙のとおり(引取証明	書の写しを添付)	
たフロン類の量			
フロン類が充塡されていない			
ことを確認した第一種特定製	別紙のとおり(確認証明	書の写しを添付)	
品の種類及び数			

(様式4:非常災害発生時認定通知)

 第
 号

 年
 月

 日

(被災市町村の長) 殿

都道府県知事 回

下記の第一種特定製品の廃棄等及び引取り等について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 48 条の3第1項第3号及び第 48 条の6第3号の規定により、引取証明書の写しの交付等ができないことにやむを得ない事由があるものとして認めます。

第一種特定製品廃棄等実施者	
の名称	
廃棄等及び引取り等に係る第	
一種特定製品の所在	
引取証明書の写しの交付等が	
できない理由	
第一種特定製品引取等実施者	
の氏名又は名称	
廃棄等及び引取り等に際して	
フロン類の放出を防止するた	
めに講ずることが望ましい措	
置	